三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年九月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡豊丘村大字河野三七三九の一
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び豊丘村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年九月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　長野県佐久市常和字山ノ神一九〇二の五、一九一三の二、一九一三の三
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年九月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　秋田県仙北市西木町上桧木内字横枕二四の一、五一の一、五二の一、五五の一、九三の一、九六、九八、一〇〇の三、一〇一の一、一〇二の一、一〇三の一、一〇四、字左通二〇、二二から二五まで、一二八から一三三まで、一三六、一三九、字大森六六の一
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び仙北市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年九月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　愛媛県松山市東川町乙一七の一六、乙一二〇の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
東川町乙一一七の一六・乙一二〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年九月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　愛媛県北宇和郡松野町大字蕨生三〇一八の一、三〇一八の二、三〇一九、三〇二一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
大字蕨生三〇一八の一・三〇一九・三〇二一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三〇一八の二
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び松野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年九月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　愛知県新城市下吉田字上新戸一一八、一二九の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び新城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年九月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　秋田県北秋田市阿仁水無字深沢一の一、字治五兵エ岱二六の一、二六の二、三八の一、五五、五六の三、字中岱一から三まで、六、一三、一七、一八、二一、二二、二四、阿仁真木沢鉱山字真木沢二八の四五、二八の四六、二八の四七（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源の涵養